

岐阜県公報

号外(九) 令和二年四月一日

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 一

訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(同) 一九

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十八号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「職員」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条第二項中「各号に」の下に「掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に」を加え、同条第二号中「行なつ」を「行つ」に改める。
第五十一条を次のように改める。

(納税証明書交付手数料の減免)

第五十一条 岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第九号)第四条第一項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、前条第一項に規定する納税証明書の交付請求書に当該減額又は免除を求める旨及びその理由を付記しなければならぬ。

2 前項の交付請求書には、次の各号に掲げる減額又は免除を受ける理由に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 震災、風水害その他これらに類する災害によりその財産につき相当な損失を受けた場合 当該損失を受けたことを証明する書面

二 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている場合 当該扶助を受けていることを証明する書面

三 前二号に掲げるもののほか、減額又は免除を必要とする事実がある場合 当該事実を証明する書面

第五十六条の二の次に次の一条を加える。

(地方税関係系統用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認申請等)

第五十六条の二の二 条例第三十四条第七項に規定する地方税関係系統用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認の申請書は、第七十八号様式により県税事務所長に提出しなければならない。

2 条例第三十四条第九項に規定する地方税関係系統用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の適用を受けることをやめようとする旨の届出書は、第七十八号の二様式により県税事務所長に提出しなければならない。

第六十三条の二の次に次の一条を加える。

(地方税関係系統用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認申請等)

第六十三条の二の二 条例第四十四条の二の二第二項に規定する地方税関係系統用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認の申請書は、第七十八号様式により県税事務所長に提出しなければならない。

2 条例第四十四条の二の二第四項に規定する地方税関係系統用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の適用を受けることをやめようとする旨の届出書は、第七十八号の二様式により県税事務所長に提出しなければならない。

第六十四条第一項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の二の三第一項」に、「によつて」を「により」に改める。

第六十八条の二第一項第一号中、「昭和二十五年法律第百四十四号」第十一条第一項に規定する保護」を「第十一条第一項各号に掲げる扶助」に改める。

第九十一条の二中「第百一条第一項第二号」を「第百一条第一項第一号」に改め、同条第一号中「財団法人日本ゴルフ協会(昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう)」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

第九十一条の二の二中「国体又は」及び「(以下この条において「国体等」という。)(

を削り、「国体等に」を「競技会に」に改め、「又は第二号」を削り、「これらの規定に規定する」を「同号に定める」に改め、同条第一号中「国体等の」を「競技会の」に改める。

附則第七条第一項中、「条例第七十二条第一項に規定する自動車に限る。」を削り、同条第三項中「によつて」を「により」に改める。

様式目次中

「第七十八号様式 削除

を

「第七十八号様式 地方税関係系統用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例承認申請書 第五十六条の二の二第二項及び第六十三条の二の二第一項

第七十八号の二 地方税関係系統用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 第五十六条の二の二第二項及び第六十三条の二の二第二項

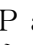
に改める。

第十二号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

(納付場所等)

1 納付場所等は、次のとおりです。

- (1) 岐阜県内の普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。)、信託銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本
店、支店、支所又は出張所
- (2) 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみ
ずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
- (3) ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代
理業を営む郵便局
- (4) 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗(個人事業
税、不動産取得税又は自動車税種別割のうちその納付額が30万円以下のもの
で、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限り、ます。)
セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ローソン
- (5) Pay-easy(ペイジー)マーク「」印字がある場合は、(1)から
(3)までに掲げる金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応しているイン
ターネットバンキング又はモバイルバンキング(インターネット等による金
融機関との取引)、ATM(現金自動預払機)等を利用して納付することがで
きます。
- (6) 口座を開設している金融機関がPayB(ペイビー)に対応している場合
は、スマートフォン等用の決済アプリ「PayB(ペイビー)」を利用して納
付することができます(個人事業税、不動産取得税又は自動車税種別割のうち
その納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されて
いるものに限り、ます。)
- (7) モバイル送金・決済サービスLINE Pay(ラインペイ)を利用して
納付することができます(個人事業税、不動産取得税又は自動車税種別割のうち
その納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されて
いるものに限り、ます。)
- (8) (5)から(7)までについては、次のア及びイにご注意ください。
ア Pay-easy(ペイジー)、PayB(ペイビー)又はLINE P
ay(ラインペイ)を利用して納付された場合は、領収証書が発行され
ません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関の窓口、コンビニエ
ンスストア等で納付してください。
イ Pay-easy(ペイジー)又はPayB(ペイビー)をご利用いた
だけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

(延滞金)

2 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日
数に応じ、税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000
円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パー
セントの割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規
定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基
準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割
合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する
延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満で
あるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてくだ
さい。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年
7.3パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合
は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割
合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))とな

ります。

(督促)

- 3 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後20日以内に督促状を發します。

(滞納処分)

- 4 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(審査請求)

- 5 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴え)

- 6 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第十五町警察及び第十六町警察は、「審査請求をすることができます。」と「審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。」と答へた。

第十七町警察は答へない。

第17号様式〔用紙 1片縦210ミリ×横102ミリ〕(第12条、第12条の2、第29条関係)

岐阜県 県税領収済通知書

10

住所(所在地)	〒	様
氏名(法人名)	様	
課税対象年月等		
自動車税額別割 税 29 自動車税 10	不動産取得税 06 その他の税目()	個人事業税 04
事務所	税目	年 度
		氏 名
		上3桁(カカ)
		※ 自動車税を含みませ 積算のコードについて
		1: 税、2: 減価、3: 展期
		4: 控、5: 展期、6: 長
		(記入欄)
		岐阜 7 8 8 1 2 - 3 4 ならば
		2 7 8 7 1 2 3 4
納付(納入)する額	延滞金	超過申告加算金
	不申告加算金	重加算金
合 計	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 十 円	
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印

(県税事務所送付用)

岐阜県 県税納付(納入)書

10

住所(所在地)	〒	様
氏名(法人名)	様	
課税対象年月等		
自動車税額別割 税 29 自動車税 10	不動産取得税 06 その他の税目()	個人事業税 04
事務所	税目	年 度
		氏 名
		上3桁(カカ)
		※ 自動車税を含みませ 積算のコードについて
		1: 税、2: 減価、3: 展期
		4: 控、5: 展期、6: 長
		(記入欄)
		岐阜 7 8 8 1 2 - 3 4 ならば
		2 7 8 7 1 2 3 4
納付(納入)する額	延滞金	超過申告加算金
	不申告加算金	重加算金
合 計	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 十 円	
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印

(収納機関保管用)

岐阜県 県税領収証書

10

住所(所在地)	〒	様
氏名(法人名)	様	
課税対象年月等		
自動車税額別割 税 29 自動車税 10	不動産取得税 06 その他の税目()	個人事業税 04
事務所	税目	年 度
		氏 名
		上3桁(カカ)
		※ 自動車税を含みませ 積算のコードについて
		1: 税、2: 減価、3: 展期
		4: 控、5: 展期、6: 長
		(記入欄)
		岐阜 7 8 8 1 2 - 3 4 ならば
		2 7 8 7 1 2 3 4
納付(納入)する額	延滞金	超過申告加算金
	不申告加算金	重加算金
合 計	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 十 円	
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印

上記のとおり領収しました。
(納税者交付用)

備考 第12号様式備考は、この様式について準用する。

第二十三号様式、第二十四号様式、第二十六号様式、第二十七号様式、第三十一号様式及び第三十四号様式中「審査請求をすることができません。」を「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。」に改める。

第四十一号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

あなた（貴社）の県税が表面のとおり滞納となつていきますので、滞納となつている税目別に以下の表の規定及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を發します。

税 目	根 拠	規 定
法人県民税	地方税法第66条	
県民税利子割	地方税法第71条の17	
県民税配当割	地方税法第71条の38	
県民税株式等譲渡所得割	地方税法第71条の58	
法人事業税、個人事業税	地方税法第72条の66	
不動産取得税	地方税法第73条の34	
県たばこ税	地方税法第74条の25	
ゴルフ場利用税	地方税法第92条	
軽油引取税	地方税法第144条の49	
自動車税環境性能割	地方税法第173条	
自動車税種別割	地方税法第177条の19	
鉦区税	地方税法第198条	
県固定資産税	地方税法第745条第1項において準用する同法第371条	
狩猟税	地方税法第700条の64	
乗鞍環境保全税	岐阜県乗鞍環境保全条例第13条第2項	

(納付方法)

- 1 この督促状の金額を納めるときは、先に送付しました納付書によつて納めてください。
- 2 (納付場所等)
 (1) 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く。）、信託銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所

- (2) 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
 - (3) ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
 - (4) 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗（個人事業税、不動産取得税又は自動車税種別割のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限りません。）
セブンイレブン デイリーヤマザキ フレミリーカート ミニストップ ヤマザキスペシャルパーテーションショップ
 - (5) Pay-easy（ペイジー）マーク「~~印~~」印字がある場合は、(1)から(3)までに掲げる金融機関のPay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。
 - (6) 口座を開設している金融機関がPay B（ペイビー）に対応している場合は、スマートフォン等用の決済アプリ「Pay B（ペイビー）」を利用して納付することができます（個人事業税、不動産取得税又は自動車税種別割のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限りません。）。
 - (7) モバイル送金・決済サービス LINE Pay（ラインペイ）を利用して納付することができます（個人事業税、不動産取得税又は自動車税種別割のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限りません。）。
 - (8) (5)から(7)までについては、次のア及びイにご注意ください。
 - ア Pay-easy（ペイジー）、Pay B（ペイビー）又はLINE Pay（ラインペイ）を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。
 - イ Pay-easy（ペイジー）又はPay B（ペイビー）をご利用いただく場合は、ご利用の金融機関にお問い合わせください。
- (延滞金)
- 3 税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる税額の区分に応じ(1)から(4)までに定める期間について

ては、年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）となります。

(1) 賦課決定に係る税額、申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書を除く。）に係る税額又は納期限以前に提出した申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書に限る。）に係る税額 これらの納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

(2) 納期限後に提出した申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書に限る。）に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間

(3) 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日（修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間

(4) 更正又は決定により納付すべき税額 納期限の翌日から更正又は決定により納付すべき期限までの期間又は当該期限の翌日から1か月を経過する日までの期間（滞納処分）

4 この督促状を發した日から起算して10日を経過した日（例：20日發付のときは30日）までに完納されなければ、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることができます。

(審査請求)

5 この督促について、不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この督促状を受けた日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限まで）に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

6 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

縣四十一「即弊」 「審査請求をすることができます。」 又「審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。」 以下略。

縣四十七「即弊」 「支払いは」 又「支払は、」 且「審査請求をすることができます。」 又「審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。」 以下略。

縣四十七「即弊」 縣四十八「即弊」 縣四十九「即弊」 又「即弊」 又「即弊」 「審査請求をすることができます。」 又「審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。」 以下略。

縣四十九「即弊」 「配当又は」 又「配当し、又は」 且「審査請求をすることができます。」 又「審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。」 以下略。

第 65 号様式その 1 (用紙日本産業規格 A 4) (第 50 条関係)

(表面)



納税証明書交付請求書 (一般用)

年 月 日

岐阜県 県税事務所長 様

申請者 〔納税者又は 特別徴収義務者〕	住 所 (所在地)		
	氏 名 (法人にあつては 名称及び代表者氏名) (フリガナ)		
	電話番号	()	—
申請代理人	住 所		
	氏 名		
	連絡先 電話番号	()	—
証明を受けようとする事項	<input type="checkbox"/> 建設業関係書類に添付のため <input type="checkbox"/> 資金借入れのため <input type="checkbox"/> 入札参加資格申請のため <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 未納の徴収金がないこと (完納証明)		
	対象 税目	<input type="checkbox"/> 全ての税目 <input type="checkbox"/> 個人事業税	<input type="checkbox"/> 法人県民税・法人事業税 <input type="checkbox"/> その他の税目 ()
	<input type="checkbox"/> 税額の証明		
	対象 税目	<input type="checkbox"/> 法人県民税 ・法人事業税	事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> その他の税目 ()	所得年 年 課税年度 年度
<input type="checkbox"/> 滞納処分を受けたことがないこと <input type="checkbox"/> その他 ()			
証明書の請求枚数	枚	摘 要	
手 数 料	円		
岐 阜 県 収 入 証 紙 貼 付 欄			

- 備考 1 この請求書は、証明を受けようとする税目ごとに作成すること。ただし、未納の徴収金がないこと若しくは滞納処分を受けたことがないことについての証明書又は法人の県民税及び事業税についての証明書の交付を請求する場合は、この限りでないこと。
- 2 証明を受けようとする事項欄中、該当する□に✓を付すこと。
- 3 徴収猶予中のものについては、摘要欄に「徴収猶予中」と記載すること。
- 4 第 15 号様式備考は、この様式について準用する。

※手数料の減免を希望する場合は、裏面の各欄に必要な事項を記入すること。

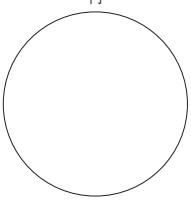
(裏面)

手数料の減免の 申 請 理 由	1 震災、風水害その他これらに類する災害によりその財産について相当な損失を受けた
	2 生活保護法第11条第1項第 号に該当

添 付 書 類	罹災証明書・保護決定通知書・その他 ()
---------	-----------------------

備考 手数料の減免を希望する場合は、その理由を証明する書面を添付すること。

第 65 号様式その 2 (用紙日本産業規格 A 4) (第 50 条関係)
(表面)

受  印	納税証明書交付請求書 (自動車税種別割用)			
岐阜県 税事務所長 様		年	月	日
住 所 (所在地)				
氏 名 [法人にあつてはその 名称及び代表者氏名]				
電 話 番 号 () -				
申 請 代 理 人		住 所 氏 名 電話番号 () -		
証 明 を 受 け よ う と す る 事 項	登 録 番 号	岐 岐 阜 飛 驒	課 税 年 度	年 度
	車 台 番 号			
	証 明 書 の 使 用 目 的	<input type="checkbox"/> 所有権解除 <input type="checkbox"/> 管轄変更 <input type="checkbox"/> 廃 車 <input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 変更登録 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	証 明 内 容	<input type="checkbox"/> 未納の徴収金がないこと <input type="checkbox"/> その他 ()		
証明書の請求枚数		枚	摘 要	
岐 阜 県 収 入 証 紙 貼 付 欄				

第六十五号様式その二を次のように改める。

- 備考 1 証明を受けようとする自動車の台数が複数の場合は、別紙としてその明細を添付すること。
 2 証明を受けようとする事項欄中、該当する□に✓を付すこと。
 3 徴収猶予中のものについては、摘要欄に「徴収猶予中」と記載すること。
 4 第 15 号様式備考は、この様式について準用する。

※手数料の減免を希望する場合は、裏面の各欄に必要な事項を記入すること。

(裏面)

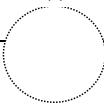
手数料の減免の 申 請 理 由	1 震災、風水害その他これらに類する災害によりその財産について相当な損失を受けた
	2 生活保護法第11条第1項第 号に該当

添 付 書 類	罹災証明書・保護決定通知書・その他 ()
---------	-----------------------

備考 手数料の減免を希望する場合は、その理由を証明する書面を添付すること。

第六十六号の三様式及び第六十六号の四様式中「審査請求をすることができます。」
を「審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して
3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を
することができなくなります。」と改める。
第七十八号様式を次のように改める。

第 78 号様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第 56 条の 2 の 2、第 63 条の 2 の 2 関係)

付  受 印 年 月 日 県税事務所長様		処 理 事 項		課 税 番 号
		※	※	
所 在 地				
名 称				
法 人 番 号				
代 表 者 氏 名		④		
この申請書について応答する係氏名		電 話 番 号		

地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例承認申請書

岐阜県税条例第 3 4 条第 6 項
 岐阜県税条例第 4 4 条の 2 の 2 第 1 項

に規定する場合に該当すること
 となつたので、地方税関係手続用電子情報処理組織 (eLTAX) による申告が困難である場合の特例の承認を申請します。

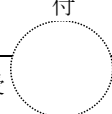
申 請 内 容	特例の適用を受けることが必要となつた理由	
	特例の指定を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
	電気通信回線の故障、災害その他の理由により eLTAX を使用することが困難である事情が生じた日	年 月 日

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由により eLTAX を使用することが困難であることを明らかにする書類
---------	---

備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。
 2 第 15 号様式備考は、この様式について準用する。

第 78 号の 2 様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第 56 条の 2 の 2、第 63 条の 2 の 2 関係)

第七十八号様式の次に次の一様式を加える。

付  受 印 年 月 日 県税事務所長様		処 理 事 項		課 税 番 号	
		※	※		
所 在 地 名 称 法 人 番 号 代 表 者 氏 名 この届出書について応答 する係氏名		年 月 日			
		法 人 番 号 			
		代 表 者 氏 名			
		電話番号			
		地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書			
〔 <input type="checkbox"/> 岐阜県税条例第 3 4 条第 9 項 <input type="checkbox"/> 岐阜県税条例第 4 4 条の 2 の 2 第 4 項 〕 の規定により、地方税関係手続用電子情報処理組織 (eLTAX) による申告が困難である場合の特例の適用をやめま すので届け出ます。					
届 出 内 容	特例の承認を受けた日又 はその承認があつたもの とみなされた日		年 月 日		
	特例の適用を受けること をやめようとする理由				

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。
 2 第 15 号様式備考は、この様式について準用する。

第百九号様式中「審査請求をすることができる。」を「審査請求をすることができる。」と改定する。なお、処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができる。」と改定する。

第百九号様式中

通常の利用	人	級	円	
団体の公式練習のための利用	人			
競技会の利用	人		円	
早朝等の利用	人			

を

通常の利用	人	級	円	
競技会の利用	人		円	
早朝等の利用	人			

に

改定。

第百九号様式中「審査請求をすることができる。」を「審査請求をすることができる。」と改定する。なお、処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができる。」と改定する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の岐阜県税条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の岐阜県税条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

(岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則（平成三十年岐阜県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第九十一条の二の二の改正規定及び第百九号様式の改正規定を削る。

附則中「平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第百五号の二の二様式の改正規定は」を削る。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十九号

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所
自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項中「第八十四条第二項」の下に「（徴収法施行令第四十二条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第八項において同じ。）」を加える。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(換価執行)

第三十七条の二 徴収法第八十九条の二第一項の規定の例による滞納処分をした行政機関等に対する換価の執行に係る同意の求めは、別記第七十七号の二様式に別記第七十七号の三様式を添えて行わなければならない。

2 徴収法第八十九条の二第三項の規定の例による換価執行決定の告知は、別記第七十七号の四様式に別記第七十七号の五様式を添えて行わなければならない。

3 徴収法第八十九条の二第四項の規定の例による換価執行決定の通知は、別記第七十七号の様式により行わなければならない。

4 徴収法第八十九条の三第三項の規定の例による換価執行決定を取り消した旨の通知は、別記第七十七号の様式（同法第八十九条の四の規定の例により換価を続行する場合にあつては、別記第七十七号の様式）により行わなければならない。

第三十九条第四項中「第四号」の下に「（徴収法施行令第四十二条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）次項において同じ。」を、「第二百二十九条第二項」の下に「（徴収法施行令第四十二条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「差押金銭（交付要求により交付を受けた金銭）」を「差押金銭等」に改める。

第五十七条第三項第五号中「第六十九条第五項、第七十条第一項」を「第七十二条の十五第五項若しくは第七十二条の十六第二項」に、「第二百二十五条第七項」を「第二百六十四条第七項」に、「第二百二十六条第二項」を「第二百六十五条第三項」に改める。

第六十四条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、規則第五十一条第一項の手数料の減額又は免除をするときは、前項の納税証明書交付請求書により併せて決議しなければならない。

第八十八条の三を第八十八条の三の二とし、第八十八条の二を第八十八条の三とし、第八十八条の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認等）第八十八条の二 県税事務所長は、規則第五十六条の二の二第一項又は規則第六十三条の二の二第一項の規定による地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認の申請書の提出があつたときは、当該申請書によりその承認について決議しなければならない。

2 法第五十三条第五十三項又は法第七十二条の三十二の二第四項の規定による承認の通知は、別記第九十三号の様式による通知書により行わなければならない。

3 法第五十三条第五十三項若しくは法第七十二条の三十二の二第四項の規定による却下の処分又は法第五十三条第五十六項若しくは法第七十二条の三十二の二第七項の規定による承認の取消しの通知は、別記第九十三号の様式による通知書により行わなければならない。

第八十九条第一項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の二の三第一項」に改め、同条第五項中「徴収猶予」を「徴収猶予」に、「第四十四条の二第二項」を「第

四十四条の二の三第二項」に改める。

別記様式目次中「第八十八条の二第一項、第八十八条の三第一項」を「第八十八条の三第一項、第八十八条の三の二第二項」に、「第八十八条の二第二項、第八十八条の三第二項」を「第八十八条の三第二項、第八十八条の三の二第二項」に、

「第七十七号様式 参加差押関係書類引渡書」を「第七十七号様式 参加差押関係書類引渡書」に、

「第七十七号様式 参加差押関係書類引渡書」を「第七十七号様式 参加差押関係書類引渡書」に、

「第七十七号の二 換価執行に関する意見書」を「第七十七号の二 換価執行に関する意見書」に、

「第七十七号の三 換価執行に関する意見書」を「第七十七号の三 換価執行に関する意見書」に、

「第七十七号の四 換価執行決定告知書」を「第七十七号の四 換価執行決定告知書」に、

「第七十七号の五 交付要求書等及び滞納処分関係書類引渡書」を「第七十七号の五 交付要求書等及び滞納処分関係書類引渡書」に、

「第七十七号の六 換価執行決定通知書」を「第七十七号の六 換価執行決定通知書」に、

「第七十七号の七 換価執行決定取消通知書」を「第七十七号の七 換価執行決定取消通知書」に、

「第七十七号の八 換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書」を「第七十七号の八 換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書」に、

「差押金銭（交付要求により交付を受けた金銭）充当等計算書」を「差押金銭等充当等計算書」に、

「第九十三号様式 法人の県民税・事業税みなす申告調書」を「第九十三号様式 法人の県民税・事業税みなす申告調書」に、

「第九十三号様式 法人の県民税・事業税みなす申告調書」を「第九十三号様式 法人の県民税・事業税みなす申告調書」に、

「第九十三号様式 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認」を「第九十三号様式 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認」に、

監理官職

第五九十三号の 長官税関手続田子情報処理監理 第八十八条の三第三項
三條付 号の甲及び困難に於ける税関の 監理官職 (各票) 監理官 一

号の

監理官職三十三号の三條付「審査請求をすることができます。」の「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。」と改定。

監理官職三十三号の三條付「下さい」の「ください」と改定。同條付「審査請求をすることができません。」の「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日 から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。」と改定。

監理官職三十三号の三條付「審査請求をすることができません。」の「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日 から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。」と改定。

監理官職三十三号の三條付「第88条の2、第88条の3」の「第88条の3、第88条の3の2」と改定。

監理官職三十三号の三條付「第88条の2、第88条の3」の「第88条の3、第88条の3の2」の「審査請求をすることができません。」の「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日 から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。」と改定。

監理官職三十三号の三條付「第88条の2、第88条の3」の「第88条の3、第88条の3の2」の「審査請求をすることができません。」の「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日 から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。」と改定。

監理官職三十三号の三條付「第88条の2、第88条の3」の「第88条の3、第88条の3の2」の「審査請求をすることができません。」の「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日 から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。」と改定。

号の

監理官職十四号の三條付「第88条の2、第88条の3」の「第88条の3、第88条の3の2」の「審査請求をすることができません。」の「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日 から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。」と改定。
監理官職十四号の三條付「第88条の2、第88条の3」の「第88条の3、第88条の3の2」の「審査請求をすることができません。」の「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日 から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。」と改定。

監理官職三十三号の三條付「第88条の2、第88条の3」の「第88条の3、第88条の3の2」の「審査請求をすることができません。」の「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日 から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。」と改定。

監理官職三十三号の三條付「第88条の2、第88条の3」の「第88条の3、第88条の3の2」の「審査請求をすることができません。」の「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日 から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。」と改定。

監理官職三十三号の三條付「第88条の2、第88条の3」の「第88条の3、第88条の3の2」の「審査請求をすることができません。」の「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日 から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。」と改定。

(裏面)

継続となつて居る期間について(債務)
あまた(債主)の集約が表面のとおり継続となつて居りますので、継続となつて居る税目別に以下の表の規定及び岐阜県条例第15条の規定により、徴収税を差し替えます。

Table with columns: 税 目, 根 拠 規 定. Rows include 法人県民税, 県民税, 県民税配当金, 県民税株式等割, 法人事業税, 不動産取得税, ゴルフ場利用税, 自動車税, 軽自動車税, 固定資産税, 市町村税, 県民税徴収金.

(注) 継続後2年間の継続期間は翌日から継続の日までの期間の日数に依り、税額(その額に1.000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるとき)は、その端数金額又はその金額を切り捨て、1年1月1日以後の期間に属する各年度の前期に属する税額を切り替えます。

継続場所等は、次のとおりです。

- 岐阜県内の普通銀行(ゆうちょ銀行を除く)、信託銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本庄、支店、支店又は出張所
岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中津支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本庄又は支店
ゆうちょ銀行の本庄、支店その他の営業所及び同様の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
次に掲げるコンピュータネットワーク又はMARK端末を設置する店舗(個人事業税又は不動産取得税のうちその額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります)
オンラインバンキング サービス ミニストップ サービス オンラインショップ
備考 1 Pay-easy (ペイジー)マーク印刷がある場合は、上記の金融機関の Pay-easy (ペイジー)に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンク(インターネット等による金融機関との取引)、ATM(現金自動預払機)等を利用して納付することができます。
2 口座を開いている金融機関が Pay B (ペイビー)に対応している場合は、スマートフォン専用の決済アプリ「Pay B (ペイビー)」を利用して納付することができます(個人事業税又は不動産取得税のうちその額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります)。
3 モバイル送金・決済サービス LINE Pay (ラインペイ)を利用して納付することができます(個人事業税又は不動産取得税のうちその額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります)。
4 Pay-easy (ペイジー)、Pay B (ペイビー)又は LINE Pay (ラインペイ)を利用して納付された場合は、領収証が発行されません。領収証が必要な場合は、上記の金融機関の窓口、モバイルサービス等で納付してください。
5 Pay-easy (ペイジー)又は Pay B (ペイビー)をご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

※ 領収証等は、後日のため大切に保存してください。

期間満了後2年間の規定により発生された割合が年1パーセントの割合を超過した割合(以下「超過割合」といふ。)が年3パーセントの割合に満たない場合は、当該超過割合が年3パーセントの割合を加算した割合を、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨て、当該超過割合(1)から(4)までに掲げる割合の区分に応じ(1)から(4)までに定める期間については、年3パーセントの割合(当該期間のうち、平成12年1月1日から平成15年12月31日までの期間について当該期間の属する各年度の前期の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手帳の基礎利率に年4パーセントの割合を加算した割合が年3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手帳の基礎利率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成16年1月1日以後の期間については特別徴収割合が年3パーセントの割合に満たない場合は当該特別徴収割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年3パーセントの割合を超える場合は、年3パーセントの割合)となり、)課税決定に係る税額、申告書(法人県民税、法人事業税及び県民税並びに県民税に係る申告書を除く。)に係る税額又は納期以前に提出した申告書(法人県民税、法人事業税及び県民税並びに県民税に係る申告書に限る。)に係る税額、これらの納期間の翌日から1か月を経過する日までの期間(2) 納期間の翌日から1か月を経過する日までの期間(3) 修正申告書の提出期限、修正申告書の提出した日(修正申告書がその提出期限以前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間(4) 更正又は決定により納付すべき税額、納期限の翌日から更正又は決定により納付すべき期限までの期間又は当該期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

(注) 継続後2年間の継続期間は翌日から継続の日までの期間の日数に依り、税額(その額に1.000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるとき)は、その端数金額又はその金額を切り捨て、1年1月1日以後の期間に属する各年度の前期に属する税額を切り替えます。

地方税法に定める各税目の徴収金の課税区分に係る規定及び岐阜県条例第15条の規定により継続処分をすることがあります。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この審査を受けた日の翌日から起算して3か月以内(当該期限の到来よりも、地方税法第19条の4の規定による期限の到来が早いときは、その期限まで)に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができ、なお、この処分通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなり、(処分取消しの訴え) 処分取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁判の法廷を受けたる日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して(岐阜県知事が被告の代表者となり、)提起することができ、なお、処分取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁判を待たなければ提起することができないこととされており、(おこなわれ) この書面についてご不明な点があるときは、表面添付入欄記載の東税事務所等におたずねください。

(おこなわれ) この書面についてご不明な点があるときは、表面添付入欄記載の東税事務所等におたずねください。

昭和三十七年法律第二十号改正の三篇附則の二の二の改正

(裏面)

【お知らせ】
あなた(貴社)の自動車税種別割が表面のとおり滞納となつていますので、地方税法第177条の19条及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を致します。

(滞納処分)
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されたいときは、地方税法第177条の21及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(審査請求)
この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この督促状を受けた日の翌日から起算して3か月以内(当該期限の到来よりも地方税法第19条の4の規定による期限の到来が早いときは、その期限まで)に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴え)
処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となり)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができなかつたこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。


(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【延滞金について】
納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合(平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、年7.3パーセントの割合(当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時に於ける日本銀行法第15

条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について特別基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)となります。

表面に延滞金額が印刷されているものは、発付日の翌日現在の延滞金が記載されています。納付が遅れますと延滞金が増えます。増加分については、後日、納付書が送付されますので、必ず増加分の延滞金の納付もしてください。

【納付場所等】
納付場所等は、次のとおりです。
○ 岐阜県内の普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。)、信託銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
○ 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
○ ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
○ 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗
セブンイレブン デイリーヤマザキ フォーマーバート ミニストップ ヤマザキスズキヤルバートトナージュショップ ローソン

備考 1 Pay-easy (ペイジー)マーク「」印字がある場合は、上記の金融機関のPay-easy (ペイジー)に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング(インターネット等による金融機関との取引)、ATM(現金自動預払機)等を利用して納付することができます。
2 口座を開いている金融機関がPay B (ペイビー)に対応している場合は、スマートフォン等用の決済アプリ「Pay B (ペイビー)」を利用して納付することができます。
3 モバイル送金・決済サービス LINE Pay (ラインペイ)を利用して納付することができます。
4 Pay-easy (ペイジー)、Pay B (ペイビー) 又はLINE Pay (ラインペイ)を利用して納付された場合は、領収証書が発行されます。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。
5 Pay-easy (ペイジー) 又はPay B (ペイビー)をご利用いただく際、領収証書は、後日のため大切に保存してください。

第百九十七号「審査請求をすることができます。」および「審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。」

第百九十八号「審査請求をすることができます。」および「審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。」
 「3月を経過した日まで」および「3月を経過した日まで」
 「2による」
 「2による」

第百九十九号「審査請求をすることができます。」
 「審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。」

第百九十九号「審査請求をすることができます。」
 「審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。」

第百九十九号「審査請求をすることができます。」
 「審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。」

別記第七十七号様式の次に次の八様式を加える。

第77号の2様式 (用紙日本産業規格A4) (第37条の2関係)

換価執行に関する求意見書

第 号

年 月 日

所在地

差押行政機関等名 様

岐阜県 税事務所長 印

当所が参加差押えをした次の財産について、国税徴収法第89条の2第1項の規定の例により、当所が換価の執行をすることに対する貴庁の意見を求めます。
については、別紙「換価執行に関する意見書」により、年 月 日までに回答してください。

滞納者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
参加差押財産	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> (名 称 数 量 性 質 所 在 地) </div>		
差押行政機関等名		差押年月日	年 月 日
参加差押年月日	年 月 日		
備 考			

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第77号の3様式 (用紙日本産業規格A4) (第37条の2関係)

換価執行に関する意見書

年 月 日

岐阜県 税事務所長 様

差押行政機関等名 印

国税徴収法第89条の2第1項の規定の例により 年 月 日付け 第 号で意見を求められました換価執行について、次のとおり回答します。

滞納者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
回 答	同意 ・ 不同意 (いずれかを○で囲む。)	
不同意の理由	<input type="checkbox"/> 当庁において速やかに換価するため	
	<input type="checkbox"/> 既に他の行政機関等による換価執行に同意しているため(国税徴収法第89条の2第2項)	
	<input type="checkbox"/> その他()	
備 考		

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第77号の4様式（用紙日本産業規格A4）（第37条の2関係）

換価執行決定告知書

第 号
年 月 日

所在地

換価同意行政機関等名(差押行政機関等名) 様

岐阜県 税事務所長 印

次の参加差押財産について、国税徴収法第89条の2第1項の規定の例により換価執行を決定したので、同条第3項の規定の例により告知します。
ついては、国税徴収法施行令第42条の2第1項に規定する交付要求書等及び滞納処分関係書類を当所に引き渡してください。

滞納者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

上記の者に係る滞納金額

税目 年度 期別	課税番号	納期限 督促等年月日	税額	延滞金額	加算金額			摘要
					過少申告	不申告	重	
			円	法律による金額 円	円	円	円	
				//				
				//				
				//				
				//				
				//				
計(円)								
滞納処分費 法律による金額				円				

参加差押財産	
(名 称) (数 量) (性 質) (所 在 地)	

差押行政機関等名		差押年月日	年 月 日
参加差押年月日	年 月 日	差押行政機関等の同意年月日	年 月 日

(滞納処分費)

1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この告知書作成の日までのものです。
(滞納処分の根拠となる規定)

2 地方税法では、各税目の徴収金に係る滞納処分については、国税徴収法の例によることを定めています。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第77号の5様式 (用紙日本産業規格A4) (第37条の2関係)

交付要求書等及び滞納処分関係書類引渡書

年 月 日

岐阜県 税事務所長 様

換価同意行政機関等名 印

次の交付要求書等及び滞納処分関係書類を引き渡します。

滞納者	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名 称)			
書類名		書類提出機関の名称	通数	備考

上記の書類を受領しました。

年 月 日

換価同意行政機関等名 様

岐阜県 税事務所長 印

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第77号の6様式その1 (用紙日本産業規格A4) (第37条の2関係)

換価執行決定通知書(滞納者用)

第 号
年 月 日

(滞納者名)
住 所(所在地)
氏 名(名 称) 様

岐阜県 税事務所長 印

次の参加差押財産について、国税徴収法第89条の2第1項の規定の例により、次の差押行政機関等の同意を得て、当所が換価執行することを決定したので、同条第4項の規定の例により通知します。

滞納者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

上記の者に係る滞納金額

税目 年度 期別	課税番号	納期限 督促等年月日	税額 円	延滞金額 法律による金額 円	加算金額			摘要
					過少申告 円	不申告 円	重 円	
				〃				
				〃				
				〃				
				〃				
				〃				
				〃				
計(円)								
滞納処分費	法律による金額			円				

参加差押財産	
(名 称 数 量 性 質 所 在 地)	

差押行政機関等名		差押年月日	年 月 日
参加差押年月日	年 月 日	差押行政機関等の同意年月日	年 月 日

(滞納処分費)

1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
(審査請求)

2 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
(処分の取消しの訴え)

3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第77号の6様式その2 (用紙日本産業規格A4) (第37条の2関係)

換価執行決定通知書(特定参加差押不動産につき交付要求をした者用)

第 号
年 月 日

所在地

特定参加差押不動産につき交付要求をした者名 様

岐阜県 税事務所長



次の参加差押財産について、国税徴収法第89条の2第1項の規定の例により、次の差押行政機関等の同意を得て、当所が換価執行することを決定したので、同条第4項の規定の例により通知します。

滞納者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

上記の者に係る滞納金額

税目 年度 期別	課税番号	納期限 督促等年月日	税額	延滞金額	加算金額			摘要
					過少申告	不申告	重	
			円	法律による金額 円	円	円	円	
				〃				
				〃				
				〃				
				〃				
				〃				
計(円)								
滞納処分費			法律による金額		円			

参加差押財産	
(名 称)	
(数 量)	
(性 質)	
(所 在 地)	

差押行政機関等名		差押年月日	年 月 日
参加差押年月日	年 月 日	差押行政機関等の同意年月日	年 月 日

(滞納処分費)
1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
(滞納処分の根拠となる規定)
2 地方税法では、各税目の徴収金に係る滞納処分については、国税徴収法の例によることを定めています。
備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第77号の7様式 (用紙日本産業規格A4) (第37条の2関係)

換価執行決定取消通知書

第 号

年 月 日

(滞納者名、換価同意行政機関等名及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者名)

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

岐阜県 税事務所長 [印]

当所が換価執行を決定した次の参加差押財産について、国税徴収法第89条の3第 項の規定の例により換価執行決定を取り消しましたので、同条第3項の規定の例により通知します。

滞納者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
参加差押財産 (名 称 数 量 性 質 所 在 地)			
参加差押年月日	年 月 日	換価執行決定年月日	年 月 日
備 考			

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第77号の8様式 (用紙日本産業規格A4) (第37条の2関係)

換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書

第 号

年 月 日

(滞納者名、換価同意行政機関等名及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者名)

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

岐阜県 税事務所長 印

当所が換価執行を決定した次の参加差押財産について、国税徴収法第89条の3第1項第2号の規定の例により換価執行決定を取り消しましたので、同条第3項の規定の例により通知します。

また、次の参加差押財産について、当所に差押えの効力が生じたことから、同法第89条の4の規定の例により換価(公売)手続は続行します。

滞納者	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名 称)			
参加差押財産 (名 称 数 量 性 質 所 在 地)				
参加差押年月日	年 月 日	換価執行決定年月日	年 月 日	
備 考				

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第八十号様式中「差押財産」や「差押財産等」に於て、同様式欄に於ての「
に於て」。

備考 1 第8号様式と複写式とすること。

2 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第六十一号様式中「差押財産」や「差押財産等」に於て。

別記第六十二号様式中「差押財産」や「差押財産等」に「地上権等の権利」や「地
上権等」に於て。

別記第六十三号様式中「差押金銭（交付要求により交付を受けた金銭）充当等計算書」
や「差押金銭等充当等計算書」に「金銭（同条例第16条第4項の交付要求により交付
を受けた金銭）」や「金銭、同条例第16条第4項の交付要求により交付を受けた金銭又
は同条第6項の規定によりその例によることとされる同法第68条第1項の規定により差
し押された不動産（同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第
89条の2第1項の規定により換価執行決定がされたものに限る。）の売却代金につき交
付を受けた金銭」に

「
差押金銭（交付要求により
交付を受けた金銭）」

や

「
」

に「審査請求を

することができません。」や「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受け
た日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日から起算して1年
を経過すると審査請求をすることができなくなります。」に於て。

別記第六十七号様式、別記第六十八号様式及び別記第六十九号の二様式中「
別記第六十六号の二様式、別記第六十七号様式及び別記第六十八号の二様式中「審査
請求をすることができません。」や「審査請求をすることができません。なお、処分の通知
を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日から起算し
て1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」に於て。
別記第六十八号様式その一面を次のように改め。

(裏面)

<p>(延滞金) 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に際し、税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき)、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して求めたい。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合(特別基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とならず。)(略記)</p> <p>(滞納処分) 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後20日以内に督促状を發します。督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。</p> <p>(審査請求) この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところに</p>	<p>より、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であったとしても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>(処分の取消しの訴え)</p> <p>処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができません。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
<p>(納付場所等) 次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岐阜県内の普通銀行(ゆうちょ銀行を除く)、信託銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所 ○ 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店 ○ ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局 <p>○ 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗(個人事業税又は不動産取得税のうちその納付額が30万円以下のもの、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限り、セブンイレブン、ファミリーマート、フレスポ、ミニストップ、ヤマザキ、ペニーバート、ジョーンズ、ローソン)</p> <p>備考 1 Pay-easy(ペイジー)マーク「ペイ」印字がある場合は、上記の金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング(インターネット等による金融機関との取引)、ATM(現金自動預払機)等を利用して納付することができます。</p> <p>2 口座を開設している金融機関がPay B(ペイビー)に対応している場合は、スマートフォン専用の決済アプリ「Pay B(ペイビー)」を利用して納付することができます(個人事業税又は不動産取得税のうちその納付額が30万円以下のもの、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限り、ます)。</p> <p>3 モバイル送金・決済サービスLINE Pay(ラインペイ)を利用して納付することができます(個人事業税又は不動産取得税のうちその納付額が30万円以下のもの、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります)。</p> <p>4 Pay-easy(ペイジー)、Pay B(ペイビー)又はLINE Pay(ラインペイ)を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。</p> <p>5 Pay-easy(ペイジー)又はPay B(ペイビー)をご利用いただく際は、ご利用の金融機関にお問い合わせください。</p>	<p>※ 領収証書は、後日のため大切に保存してください。</p>

別記第百八十三号の二様式その一裏面を次のように改める。

(裏面)

<p>(延滞金) 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に際し、税額（その端数金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した場合（以下「特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合を満たさない場合は、当該特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した場合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（特別基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した場合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））となります。</p> <p>(督促) 納期限までに税金が完納されたいときは、納期限後20日以内に督促状を發します。</p> <p>(滞納処分) 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されたいときは、地方税法に定める各税目の滞納処分に係る規定及び岐阜県条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。</p>	<p>(納付場所等) 納付場所等は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く。）、信託銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所 ○ 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店 ○ ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局 ○ 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMR端末を設置する店舗（納付額が300万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります。） セブンイレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ミニストップ ヤマザキスズキヤルバートナッシュ ヨーソフ <p>備考 1 Pay-easy（ペイジー）マーク「」印字がある場合は、上記の金融機関のPay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。</p> <p>2 口座を開設している金融機関がPay B（ペイビー）に対応している場合は、スマートフォン等用の決済アプリ「Pay B（ペイビー）」を利用して納付することができます（納付額が300万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります。）。</p> <p>3 モバイル送金・決済サービス LINE Pay（ラインペイ）を利用して納付することができます（個人事業税又は不動産取得税のうちその納付額が300万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります。）。</p> <p>4 Pay-easy（ペイジー）、Pay B（ペイビー）又はLINE Pay（ラインペイ）を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。</p> <p>5 Pay-easy（ペイジー）又はPay B（ペイビー）をご利用いただく際は、Pay-easy（ペイジー）又はPay B（ペイビー）をご利用の金融機関にお問い合わせください。</p>		
---	---	--	--

別記第四百八十四号様式中「審査請求をすることができます。」を「審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。」と改めます。

別記第四百八十五号様式中「知事に対し審査請求をすることができます。」を「、岐阜県知事に対し審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。」と改めます。

別記第四百九十三号様式の次の二様式を加えます。

第 193 号の 2 様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第 88 条の 2 関係)

課 税 番 号

地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の
承認通知書

第 号
年 月 日

所 在 地
名 称 様

岐阜県 県税事務所長 印

貴社から 年 月 日付けで申請のあつた地方税関係手続用電子情報処理組
織 (eLTAX) による申告が困難である場合の特例について承認します。

特例の指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3
か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通
知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この処分の日の翌日から
起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分に不服があるときは、上記の審査請求のほか、この処分の通知を受けた
日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を
代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起すること
ができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつて
も、この処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができ
なくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの
訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に
提起しなければならないこととされています。

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 193 号の 3 様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第 88 条の 2 関係)

課 税 番 号

地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の

承認 申請却下 通知書
取 消

第 号
年 月 日

所 在 地
名 称 様

岐阜県 県税事務所長 印

貴社から 年 月 日付けで承認申請のあつた 地方税関係手続用電子情報処理
年 月 日付け 第 号により承認した

組織(eLTAX)による申告が困難である場合の特例について、 申請を却下します。
取り消します。

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3
か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通
知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この処分の日の翌日から
起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分に不服があるときは、上記の審査請求のほか、この処分の通知を受けた
日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を
代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起するこ
とができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつて
も、この処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができ
なくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの
訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に
提起しなければならないこととされています。

(却下した理由又は取り消した理由)

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

別記第九十五号様式、別記第九十五号の二様式、別記第二百一号様式、別記第二百一十号様式、別記第二百一十七号様式、別記第二百二十一号様式、別記第二百二十三号様式、別記第二百三十一号様式から別記第二百三十四号様式まで、別記第二百三十八号様式、別記第二百三十八号の三様式、別記第二百三十八号の六様式から別記第二百三十九号様式まで、別記第二百三十九号の四様式及び別記第二百三十九号の五様式中「職制請求をすることができません。」を「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」に改める。

別記第二百四十七号様式その一裏面を次のように改める。

(裏面)

(延滞金) 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(その額に1,000円未満の端数があるときは、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合を加算した割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるときは、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)となります。)

(督促) 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後50日以内に督促状を差します。

(滞納処分) 督促状を差した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法第177条の21及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(審査請求) この税の賦課について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができ、なお、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴え) 処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができ、なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができず、かつ、当該訴えを提起するときは、次の(1)から(3)までのいずれかにおいて提起することができず、

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(納付場所等) 納付場所等は、次のとおりです。

- 岐阜県内の普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。)、信託銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- 岐阜県外の大垣、共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
- ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
- 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗
 - セブンイレブン デイリーヤマザキ フアミリーマート ミニストップ
 - ヤマザキスベシヤルパートチェーンショップ ローソン
- ヤマザキスベシヤルパートチェーンショップ 「~~セブン~~」印字がある場合は、上記の金融機関のPay-easy (ペイジー) に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング(インターネット等による金融機関との取引)、ATM(現金自動預払機)等を利用して納付することができます。
- 口座を開設している金融機関がPay B (ペイビー) に対応している場合は、スマートフォン等用の決済アプリ「Pay B (ペイビー)」を利用して納付することができます。
- モバイル送金・決済サービスLINE Pay (ラインペイ) を利用して納付することができます(個人事業税又は不動産取得税のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります。)
- Pay-easy (ペイジー)、Pay B (ペイビー)又はLINE Pay (ラインペイ) を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。
- Pay-easy (ペイジー) 又はPay B (ペイビー) をご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

※ 領収証書は、後日のために大切に保存してください。

別記第三四四十七号様式中の「欄四」中「第167条」や「第177条の21」及び「審査請求をすることができません。」や「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」とある。

別記第二百五十三号様式、別記第二百六十八号様式、別記第二百六十九号様式、別記第三四一十号様式、別記第三四二一十号様式、別記第三四三二十号様式、別記第三四四三十号様式及び別記第三四九号様式中「審査請求をすることができません。」や「審査請求をすることができません。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」とある。

附 則

- 1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県税務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、その間使用することができる。

令和二年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社